

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年四月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月十二日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大 山

裕

| | |
|---|---------|
| 熊谷羽生線 | 路線名 |
| 熊谷市上之字五田塚一九二一番二地先から 同市上之字宮の前三九七五番一―地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。) | 供用開始の区間 |
| 平成三十一年四月十三日 (午後二時) | 供用開始の期日 |
| 平成十六年三月三十日付け埼玉県告示第六百三十五号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長一、二三一・〇〇メートル | 備考 |